

報告第 1 3 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、議決を得た契約の変更について、裏面調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 8 年 9 月 2 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

議決を得た契約の変更調書

議案 番号	当初契約年月日 (変更年月日)	件 名 [契約の相手方]	金額変更(円) ①議決金額 ②変更後金額 ③変更金額	増減率 (%)	工期変更 ①議決工期 ②変更後工期	変更理由
86	26.9.30 平成26年 第3回足立区 議会定例会で 承認86号	(仮称) 区営中央本町四丁目第2 アパートその他改築給排水衛生 設備工事 [拓進・東京セントラル 建設共同企業体]	① 251,316,000			区営住宅の設置基準により、住 戸内の温水洗浄便座は希望する 居住者の負担で設置することにな ったため、温水洗浄機能のな い便座に変更することによる。
19	27.12.1 平成27年 第4回足立区 議会定例会で 報告19号		② 241,844,400 ③ -9,471,600	 -3.77%		
11	28.5.10 平成28年 第2回足立区 議会定例会で 報告11号		② 242,265,600 ③ 421,200	 -3.60%		工事請負契約約款第24条第6 項に基づく賃金又は物価の変 動があったことによる。
	(処分日) 28.6.29 (契約変更日) 28.6.29		② 248,367,600 ③ 6,102,000	 -1.17%		下水道本管への接続にあたり、北側道路に地中障害があ ったため、接続位置を変 え、配管工法、掘削範囲の変 更を行うことによる。